

## ＜定期券 WEB 予約サービス利用規約＞

本規約は、名古屋市交通局(以下「当局」といいます。)が運営及び提供する定期券 WEB 予約サービス(以下「本サービス」といいます。)の内容、利用条件等に関する基本的事項を定めるものです。

### (適用範囲)

第1条 本規約は、本サービスの利用者(以下「利用者」といいます。)と当局との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。なお、本規約に定めのない事項について、本サービスにおいて使用する IC カード(株式会社名古屋交通開発機構又は株式会社エムアイシーが発行するものに限りまゝす。)にかかわる取扱いについては、株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーが定める規則等に、通勤定期券、全線定期券、学生定期券、高年齢者割引全線定期券及び小児用マナカ(以下「定期券等」といいます。)の購入に関する事項は、当局が定める乗合自動車乗車料条例(昭和 22 年名古屋市条例第 2 号)、高速電車乗車料条例(昭和 32 年名古屋市条例第 35 号)及び一切の關係規程等(以下「一切の關係規程等」といいます。)にそれぞれ基づくものとします。

### (用語の定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 「継続購入」とは、既にお手持ちの IC カードに定期券の機能が付加されている場合において、当該定期券の種類、通用区間及び経路が同じであり、当該定期券の通用期間の末日の翌日を通用開始日とする定期券を購入する場合をいいます。
- (2) 「継続購入等」とは、既にお手持ちの IC カードに定期券の機能が付加されている場合において、当該定期券の種類、通用区間及び経路が同じであり、当該定期券の通用期間の末日の翌々日から、当該定期券の通用期間の末日の翌日から起算して 1 年間のいずれかの日を通用開始日とする定期券を購入する場合又は前項に定める場合をいいます。
- (3) 「新規購入」とは、定期券の購入において、「継続購入等」に該当しない全ての場合をいいます。
- (4) 「予約申込」とは、本サービスにおいて、利用者がインターネットを介して定期券等の情報を入力し、購入するための申込を行う行為をいいます。
- (5) 「審査」とは、当局が、利用者が予約申込をした内容を確認し、当該予約申込の承認可否を判断する行為をいいます。
- (6) 「予約番号」とは、当該予約申込内容を承認した場合に発行する番号をいいます。  
利用者は予約した定期券等を本市の高速電車の各駅の定期券発売に対応した自動券売

機(以下「自動券売機」といいます。)で購入する際に入力が必要となります。

(サービス内容及び注意事項)

第3条 本サービスの内容及び注意事項は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 本サービスは、購入を希望する定期券等をウェブサイトで予約するサービスです。
- (2) 本サービスは、通勤定期券及び高年齢者割引全線定期券(以下「特得 60 バス定期」といいます。)の新規購入、学生定期券の新規購入及び継続購入等並びに小児用マナカの購入が対象です。
- (3) 予約した定期券等は、自動券売機で購入します。なお、予約したことで優先的に定期券等の購入ができるものではありません。自動券売機が混雑している場合は、お待ちいただくことがあります。
- (4) 通勤定期券及び特得 60 バス定期の継続購入等をする場合は、本サービスでの予約申込は不要です。自動券売機で継続購入等を行うことができます。学生定期券の継続購入等をする場合は、当局が求める在学確認が必要な場合を除き、本サービスでの予約申込は不要です。自動券売機で継続購入等を行うことができます。
- (5) 予約した定期券は、IC カードに定期券の機能を付加します。ただし、定期券の種類により付加可能な IC カードが異なります。
- (6) 定期券の予約申込ができる期間は、購入を希望する定期券の通用開始日の 29 日前から当日までです。
- (7) 小児用マナカの予約申込ができる期間は、当該小児が 12 歳に達する日の属する年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいいます。以下同じです。)の末日までです。
- (8) 予約した定期券の購入は通用開始日の 14 日前から可能です。ただし、継続購入の場合を除いて、既にお手持ちの IC カードに定期券の機能が付加されている場合は、通用開始日の 14 日前かつお手持ちの定期券の通用期間の末日の翌日以降から購入可能となります。
- (9) 小児用マナカは、予約番号を受領した後、直ちに購入可能となります。
- (10) お手持ちの既に定期券の機能が付加されている IC カードに、予約した定期券の機能を新たに付加する場合は、お手持ちの定期券の通用期間の末日の翌日以降を通用開始日として予約申込をする必要があります。
- (11) お手持ちの記名式 IC カードに定期券の機能を付加する場合は、予約申込の際に、当該記名式 IC カードに登録されているものと同一の氏名、性別及び生年月日を入力する必要があります。
- (12) 予約した定期券等の代金の支払いは購入時となります。
- (13) ウェブサイトにて予約申込後、利用者が登録したメールアドレス宛てに予約番号を送信します。なお、予約番号の再発行はできないものとし、利用者が予約番号を紛失した場合は、利用者は、あらためて予約申込をするものとします。

(14) 予約した定期券等は、自動券売機に、予約番号と生年月日を入力することで購入できます。なお、サービスセンター(定期券うりば)及び各駅の駅長室では購入できません。

(利用者の利用環境)

第4条 利用者は、インターネットに適切に接続され、電子メール等の諸設定が適切になされたパソコンやスマートフォン等を使用し、適切な利用環境のもとで本サービスを利用するものとします。

2 利用者は、前項に定める利用環境のもとで本サービスを利用する場合においても、通信環境の不具合等により、本サービスが正しく作動しない場合がありえることを十分理解、認識したうえで本サービスを利用するものとします。

3 利用者は、本サービスを利用するにあたり、インターネット利用の一般的なマナーやモラル及び技術的ルールを遵守することとします。

4 利用者が本サービスを利用するにあたり発生するパソコンやスマートフォン等の通信費用は、利用者が負担するものとします。

(通勤定期券の予約)

第5条 通勤定期券については、予約申込の受付後、ただちに予約番号を送信します。

2 予約した定期券は当該定期券の通用開始日までに購入する必要があります。

3 前項にかかわらず、予約申込日の翌日から起算して730日間は、自動券売機において、当該通用開始日を、購入日又は購入日の翌日から起算して14日以内のいずれかの日に変更することで購入できます。

(学生定期券の予約)

第6条 学生定期券については、予約申込時に、学生証又は通学証明書等の当局が定める必要書類をアップロードし、審査により承認を得る必要があります。

2 審査により承認となった場合、予約番号を送信します。予約申込内容に不備がある場合は、予約申込内容の修正(前項に定める必要書類の再度のアップロードを含む)をお願いする場合又は予約申込を却下する場合があります。なお、予約申込をした定期券の通用開始日までに当局が承認できない場合は、予約番号は送信しない他、一切の連絡ができません。この場合は、利用者は、あらためて予約申込をするものとします。

3 予約申込内容の変更はできません。

4 予約した定期券は当該定期券の通用開始日までに購入する必要があります。当該通用開始日を過ぎた場合、予約番号は無効になります。

5 本サービスにおいて継続購入等をする場合、予約番号は1つに対して1件の定期券にのみ有効であり、同時に複数の定期券の継続購入等をすることはできません。

(特得 60 バス定期の予約)

第 7 条 特得 60 バス定期については、予約申込時に、ウェブサイトの添付先に、当局が定める公的証明書等をアップロードし、審査により承認を得る必要があります。

- 2 審査の結果、予約申込内容が承認となった場合、予約番号を送信します。予約申込内容に不備がある場合は、予約申込内容の修正(前項に定める必要書類の再度のアップロードを含む)をお願いする場合又は予約申込を却下する場合があります。なお、予約申込をした定期券の通用開始日までに当局が承認できない場合は、予約番号は送信しない他、一切の連絡ができません。この場合は、利用者は、あらためて予約申込をするものとします。
- 3 予約した定期券は当該定期券の通用開始日までに購入する必要があります。
- 4 前項にかかわらず、予約申込日の翌日から起算して 730 日間は、自動券売機において、当該通用開始日を、購入日又は購入日の翌日から起算して 14 日以内かつ当該通用開始日の翌日以降のいずれかの日に変更することで購入できます。

(小児用マナカの予約)

第 8 条 小児用マナカについては、予約申込時に、ウェブサイトの添付先に、当局が定める公的証明書等をアップロードし、審査により承認を得る必要があります。

- 2 審査の結果承認となった場合、予約番号を送信します。予約申込内容に不備がある場合は、予約申込内容の修正(前項に定める必要書類の再度のアップロードを含む)をお願いする場合又は予約申込を却下する場合があります。
- 3 予約内容の変更はできません。
- 4 予約申込日の翌日から起算して 730 日が経過した日又は当該小児が 12 歳に達する日の属する年度の末日のいずれかのうち先に到来する日を過ぎた場合、予約番号は無効になります。

(本サービスに関する業務の委託)

第 9 条 当局は、本サービス及び本サービスに関する業務の一部又は全部を、当局が指定する第三者に委託できるものとします。

- 2 前項の場合、当該第三者に、本サービスに関する業務における当局の有する利用者の情報を提供できるものとします。この場合、利用者は、当該第三者が本サービスに関する業務に利用することに同意するものとします。

(規約の変更)

第 10 条 利用者は、当局が事前に通知することなく、本規約を変更することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

- 2 規約変更後は、変更後の規約のみ有効とし、変更前の規約は無効とします。

(サービスの変更・停止・終了)

第 11 条 当局は、次の各号に該当する場合に、本サービスを変更・停止・終了することがあります。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備の保守若しくは点検を行う場合又は障害が発生した場合
  - (2) 当局が、自主的に本サービスの終了を判断した場合
  - (3) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 当局は、本サービスの変更・停止・終了に伴って利用者に生じた損害その他のいかなる不利益について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当局は、当局が必要と判断する場合、事前に通知することなく、本サービスの変更・停止・終了をすることができるものとします。

(禁止事項)

第 12 条 本サービスの利用に際して、当局の情報を不正に入手、改ざん、消去する行為、他者になりすます行為、本サービスの運営を妨げる行為、又はその恐れのある行為を禁止します。なお、これらのいずれかの行為に該当した場合、当局は、通知、催告等をせずに当該利用者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

(利用者の責任)

- 第 13 条 本サービスにより利用者に対して発行した予約番号の管理及び使用については、当該利用者が全ての責任を負うものとします。
- 2 利用者は、本サービスに関する自らの一切の行為及びそれらの結果について、過失の有無を問わず、その責任を負うものとします。また、利用者が、本サービスの利用にあたり、他の利用者又は利用者以外の第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において相手方との紛争を解決するものとします。
- 3 利用者が、本規約に違反して当局に損害を与えた場合、当局は、被った全ての損害の賠償を当該利用者に請求し、当該利用者はこれに応じるものとします。

(免責事項)

- 第 14 条 本サービスに関連して、利用者と当局との間で発生した問題について訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。
- 2 利用者が、第 4 条第 1 項に定める条件によらず本サービスを利用した場合の動作結果又は当該利用によって利用者が受けた影響及び損害等に関して、当局は、一切の責任を負わないものとします。
- 3 第 4 条第 2 項に定める、本サービスが正しく作動しない場合における利用者が受けた影響及び損害等に関して、当局は、一切責任を負わないものとします。

- 4 当局は、利用者が予約申込をした情報が当局に到着するかどうか、及び当局に到着した情報が利用者の予約申込した情報と同一であるかどうかに関する確認、注意義務を負わず、それらの不達や不一致による事態に一切の責任を負わないものとします。
- 5 利用者が予約申込をした情報に不備がある場合等により、当局からの連絡が不達となったことが原因で、サービス利用上の支障が生じた場合であっても、当局は、一切の責任を負わないものとします。
- 6 本サービスの提供における、遅滞、変更、中断、中止、停止、アクセス制限及び廃止、その他本サービスに関連して発生した利用者等又は第三者の損害について、当局は、一切の責任を負わないものとします。
- 7 当局が、社会通念上相当と認められる対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴されたことなどにより、メールアドレス、パスワードその他取引情報が漏洩した場合の利用者等又は第三者の損害に関して、当局は、一切の責任を負わないものとします。
- 8 当局が、社会通念上相当と認められる対策を講じていたにもかかわらず、当局から送信する電子メールに駆除できなかったマルウェアが付随したことによる利用者等又は第三者の損害に関して、当局は、一切の責任を負わないものとします。
- 9 利用者が本規約その他一切の関係規程等又は法令等に違反したことにより発生した利用者等又は第三者の損害に関して、当局は、一切の責任を負わないものとします。
- 10 当局は、第 10 条に定める規約の変更により発生した利用者等又は第三者の損害に対し、一切の責任も損害賠償義務も負わないものとします。
- 11 その他、当局が、社会通念上相当と認められる注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって利用者等又は第三者が被った損害に関して、当局は、一切の責任を負わないものとします。

#### (準拠法)

第 15 条 利用者と当局との本規約に基づく諸契約に関する準拠法は、全て日本法とします。

#### (本規約に関する疑義)

第 16 条 本規約の解釈又は適用に関して疑義が生じた場合、利用者は、当局の決定するところに従うものとします。

#### (利用規約の効力)

第 17 条 本規約は 2026 年 9 月 10 日より効力を有します。

# ＜定期券 WEB 予約サービス個人情報取扱方針＞

（個人情報の取扱い）

第 1 条 名古屋市交通局(以下「当局」といいます。)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」といいます。)、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号)及び名古屋市個人情報保護条例(令和 4 年名古屋市条例第 56 号)に従い、個人情報を取り扱います。

2 利用者は、次の第 1 号及び第 2 号の個人情報について、第 3 号に示す利用目的のため、当局(当局が運営及び提供する定期券 WEB 予約サービス(以下「本サービス」といいます。))の実施に関して業務委託する第三者を含む。)が、利用することに同意するものとします。

(1) 氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、電子メールアドレスその他本サービスの申込内容に関する情報

(2) 利用者の本サービス利用内容

(3) 利用目的

ア 本サービス（及び本サービスに付随する業務）

イ 本サービス、個人を特定できないように修正した上で当局の営む事業の利用動向の統計分析及びそこから得られた情報の利用

3 利用者は、法の規定に基づき、当局に対して、利用者本人に関する個人情報の開示、訂正等を請求できるものとします。

（個人情報入力時の注意事項）

第 2 条 利用者は、本サービスの利用において個人情報を入力する場合、偽りのない正確な情報を入力するものとします。

2 利用者は、本サービスの利用において個人情報を含む画像をアップロードする場合、当局の定める不要情報のマスキング等に関するルールに従うものとします。その場合、利用者は、当該ルールに従ったマスキング処理を除く、画像の加工、偽造を行わないものとします。

3 利用者が、前項の定めによらず不要情報に該当する個人情報を含む画像をアップロードした場合、当局は、利用者に事前に通知することなく、すみやかに当該画像を消去します。

4 前項に定める消去により、当局が不要情報に該当する個人情報を取得したとはみなさないものとし、利用者は前項及び本項に定める対応について異議を申し立てないものとします。